

男女共同参画に関する施策等に対する 「意見申出制度」

ん！？
何かへんじゃ
ないの？

この制度は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、県民の皆さんが男女共同参画の観点から意見を申し出ることができる制度です。

県民の皆さんの意見申出を受けて、男女共同参画推進員が公平・中立な立場に立って必要な調査等を実施し、必要に応じ関係する県の機関に意見を述べるなど、問題解決に向け適切かつ迅速に対応します。

どのようなことを申し出ることができるのですか？

申出のできる対象は、男女共同参画に関する県の全ての施策についての意見、苦情、要望、提言などです。

【過去の申出事例】

「食生活改善推進員教育テキストの中で、女性が料理をつくり、男性が食べているイラストが数点使用されている。これは、女性は料理をする役割（女性が家事をするというイメージ）、男性は食べる役割（男性は家事をしなくてもよいというイメージ）でいいということを強く印象づけるため、このイラストの描き方を改めることを要望する。」



意見の申出方法や申出先は？

書面に下記の必要事項を記載し、県男女共生センターへ提出してください（郵送、FAX又は電子メールでもお受けします。）

〔必要事項〕

- ・申出をする者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び電話番号並びに法人その他団体にあつてはその代表者の氏名
- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等についての意見の内容
- ・推進員との面談の希望の有無
- ・申出の年月日

※様式は、県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>

※なお、電子メールで申出をされる場合には、添付ファイルがあるメールを受信できないため、メール本文に上記の必要事項を記載いただき、下記アドレスに送信くださるようお願いします。

誰でも申し出ることができますか？

県内在住の方、在勤、在学している方または、県内を主な活動拠点としている事業者、団体が申し出ることができます。

どのように処理されるのですか？

提出していただいた申出は、男女共同参画推進員（非常勤）が調査します。

- ・大峰 仁（弁護士）
- ・山口 哲子（宇都宮文星短期大学教授）

推進員は、調査後、必要に応じ県の機関に意見を述べることができます。意見を受けた県の機関は、対応結果を推進員に回答し、それを受けた推進員が申出をしたご本人に連絡します。

■申出先

福島県男女共生センター事業課内
福島県男女共同参画推進員 あて
〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1
電話(0243)23-8319 FAX(0243)23-8314
電子メール mirai@f-miraikan.or.jp
受付時間／開館日の午前9時から午後5時まで
休館日／月曜日（祝日の場合はその翌日）及び
年末年始（12月29日～1月3日）